

警察官の管轄区域外居住の基準について（例規通達）

警察官の管轄区域外居住については、別添の基準により、平成元年3月20日から実施することとしたので、次のことに配意し、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、「警察官の管轄区域外居住の基準の試行について」（昭和63年3月10日付け富務第201号ほか）は、廃止する。

記

1 勤務の適正な管理

- (1) 所属長は、警察官の居住地のいかんにかかわらず、勤務の公平の確保に配意し、勤務時間、業務、予算の執行、給与等について適正な管理を実行しなければならない。
- (2) 所属長は、一部の者が過重な業務を負うことがないように必要に応じて業務の見直し及び調整を行わなければならない。
- (3) 警察官は、居住地のいかんにかかわらず、その職責を自覚し、常に自己の行動についての責任を明らかにしなければならない。

2 執務時間外における警備力の確保

この基準の実施によって、執務時間外における警察署の警備力の確保に支障を生じないように、所属長は、業務の進め方、勤務体制、呼出し体制等について検討し、有効に機能するよう配意しなければならない。

別添

警察官の管轄区域外居住の基準

1 警察官の住所に関する制限

- (1) 警察官は、警察署に勤務するときは、原則として、所属警察署の管轄区域内に住所を定めなければならない。ただし、所属警察署の所在地から自宅等までの距離が、20キロメートル以内の場合は、管轄区域内とみなし、自宅等を住所に定めることができる（副署長及び次長を除く。）。
- (2) 警察署長は署長公舎に、駐在制勤務者は警察官駐在所又は派出所に併設の宿舎に居住しなければならない。
- (3) 警察官は、警察本部の所属に勤務する場合において、当該所属の長が執務時間外の事案を処理する上で必要があると認めるときは、その指定する区域内に住所を定めるものとする。

2 管轄区域外に居住できる者

駐在制勤務者を除き、警察署に勤務する警察官で次のいずれかに該当する者は、警察署長の承認を受けた場合には、前記1、(1)ただし書きの基準に該当しない者であっても、管轄区域外に居住できるものとする。

- (1) 個々の職務内容から判断して、管轄区域外居住であっても職務に支障がないと認められる者
- (2) 病弱、高齢等の介護を要する扶養家族等を持つ者
- (3) その他の事情によりやむを得ないと認められる者

3 管轄区域外居住の条件及び承認

警察署長は、所属の警察官（新たに当該所属に勤務することとなる警察官を含む。以下同じ。）から管轄区域外居住の承認申請を受けた場合において、当該警察官が次の条件のすべてを満たすときは、管轄区域外居住を承認するものとする。

- (1) 執務時間外の連絡に必要な携帯電話（自費によるものを含む。）等の通信手段を確保できること。
- (2) 公共交通機関、自動車等による応招が可能であり、概ね1時間以内に所属警察署に到着できること。

4 承認申請の手続

警察官は、前記2の規定に基づき管轄区域外居住を希望するときは、所属警察署長に対し、別記様式の管轄区域外居住承認申請書を提出しなければならない。

なお、警察官は、人事異動を内示されたときは、新たに勤務することとなる警察署の警務課を経由して、前記の管轄区域外居住承認申請書を提出しなければならない。

5 管轄区域外居住を承認するにあたっての留意事項

管轄区域外居住を承認するにあたっては、警察署の署情を勘案するとともに、申請者の生活実態等を十分に把握し、警察官個々が仕事と私生活の両立を図ることができるよう配慮すること。

また、固定観念にとらわれて画一的な判断をすることのないよう留意すること。

※ 別記様式省略

